

災害発生時における死者等の氏名等の公表方針について

令和6年3月12日

岡山県危機管理課

1 趣旨

この方針は、岡山県内において、災害発生時における死者等の氏名等の個人が特定し得る情報を公表する際の基本的事項等について、県及び市町村等が相互の確認を行う事項を明文化することで、災害時の県民の安全・安心の確保につなげるもの。

2 定義

この方針における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	説明
災害 (※1)	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害
死者	消防庁災害報告取扱要領により、「当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者」として取り扱った者
行方不明者	消防庁災害報告取扱要領により、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」として取り扱った者
安否不明者	災害により連絡が取れない者であり、行方不明者として認定される可能性がある者
DV等支援 措置 (※2)	配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者(以下、「DV等被害者」という。)を保護するため、加害者からの「住民基本台帳の閲覧」の制限を行うなどの支援措置 具体的には、DV等被害者が、住民票のある市区町村に申出を行い、DV等支援対象者となることで、加害者からの住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付の請求・申出を制限する(拒否する)措置

※1 「岡山県防災対策基本条例第2条第1項」参照

※2 総務省HP「住民票の写し等の交付等を制限できます。」の内容を記述

3 県と市町村等との役割分担

岡山県地域防災計画（風水害等対策編）の「第1編 総則、第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱、第1 実施責任及び第2 処理すべき事務又は業務の大綱」に役割分担が規定されている。

以下は、災害発生時における氏名の公表等に関する主な役割を列挙しており、「災害広報」には、安否情報が含まれている。

<県>

- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。

<市町村>

- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。

※「災害広報」の詳細な内容については、当該方針P13を参照。

4 災害を原因とする行方不明者及び安否不明者に係る氏名等の公表について

以下の全てに該当する場合、行方不明者及び安否不明者の氏名を公表する。

- ・ 氏名公表により、救出・救助活動が円滑に実施されることにつながる
と見込まれる。
- ・ 住民票のある市区町村において、DV等支援措置が措置されていない。
- ・ 家族等から公表を控えるよう申出がない。

(1) 情報集約の手順

- ① 県及び市町村は、災害対策本部を設置する際、死者、行方不明者、安否不明者の情報集約に係る責任者を指定する。
- ② 市町村は、死者、行方不明者、安否不明者の人的被害の情報を収集・把握し、災害を原因とする「行方不明者」、「安否不明者」と判断した際は、県に直ちに報告する。
- ③ 県は、市町村等と連携し、情報を一元的に集約・整理するとともに、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表の可否を判断するため、次の事項について市区町村等に照会する。
 - ・ DV等支援措置の対象者でないこと。
 - ・ 家族等から公表を控える申出（※）がないこと。

※家族等からの申出

円滑な救出・救助活動を実施するため、迅速な氏名公表を原則としており、氏名公表について、家族の事前の同意確認までは不要。

- ④ 公表の内容及び時期については、県及び市町村等で調整する。

(2) 氏名公表時のひな形

氏名公表「可」の場合

住所（大字）、氏名（フリガナ）、年齢、性別

例：〇〇市〇〇、〇〇 〇〇（フリガナ）、××歳（※）、性別

氏名公表「不可」の（家族等からの事前の申出があった）場合

住所（大字）、年代、性別

例：〇〇市〇〇、氏名非公表、××歳代（※）、性別

※ 行方不明者及び安否不明者のフリガナは、届出や相談があったときに聞いたものであり、不正確な情報が含まれている可能性もあるが、一刻も早く安否を確認するため、公表する。

※ 行方不明者及び安否不明者は死亡が確認されるまでは、生存が前提で

あり、不明者の誕生日が過ぎれば、年齢を変更する。

(3) 災害発生直後の氏名公表時の取り扱い等

- ・災害発生直後の応急対応時期は、「行方不明者」、「安否不明者」の如何に関わらず、「安否不明者」として公表する。
- ・氏名公表後、家族等から公表を控えるよう申出があれば、申出があった以降、「氏名公表「不可」」として取り扱う。

(4) 氏名公表の根拠

岡山県行政情報公開条例第3条第2項の規定により、実施機関（県）は、この条例に定める公文書の開示のほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならないとされている。

また、災害時には、人命救助活動を効率化・円滑化するため、行方不明者及び安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、人命第一の観点から、その緊急性に鑑み、個人情報保護に関する法律第69条第2項第4号の「保有個人情報を提供することについて特別な理由があるとき」に該当する。

5 災害を原因とする死者に係る氏名等の公表について

以下の全てに該当する場合、災害を原因とする死者の氏名等を公表する。

- ・ (死者に遺族がいる場合) 氏名公表に係る遺族の同意がある。
- ・ 住民票のある市区町村において、DV等支援措置が措置されていない。

(1) 情報集約の手順

- ① 県及び市町村は、災害対策本部を設置する際、死者、行方不明者、安否不明者の情報集約に係る責任者を指定する。
- ② 市町村は、死者、行方不明者、安否不明者の人的被害の情報を収集・把握し、災害を原因とする「死者」と判断した際は、県に直ちに報告する。
- ③ 県は、市町村等と連携し、情報を一元的に集約・整理するとともに、死者の氏名等公表の可否を判断するため、次の事項について市区町村等に照会する。
 - ・ 氏名公表に係る遺族の同意 (※) (遺族がいない場合は不要)
 - ・ DV等支援措置の対象者でないこと。

※遺族の同意

遺族同意について、何親等の親族の同意で足りるかの判断は行わない。(何親等であっても不同意の遺族が1名以上いれば、公表不可として取り扱う。公表についての意見統一は、遺族内で行ってもらう。)

- ④ 公表の内容及び時期については、県及び市町村等で調整する。

(2) 氏名公表時のひな形

氏名公表「可」の場合

住所 (大字)、氏名、年齢、性別

例：〇〇市〇〇、〇〇 〇〇、××歳 (被災時の年齢)、性別

氏名公表「不可」の場合

住所 (大字)、年代、性別

例：〇〇市〇〇、氏名非公表、××歳代 (被災時の年代)、性別

※ 死者のフリガナは、県も市区町村等も正確な情報を把握していないため、公表を行うことができない。(戸籍、住民票とも確実に正確な情報ではない。)

(3) 災害発生直後の氏名公表時の取り扱い等

- ・ 氏名公表後、遺族から公表を控えるよう申出があれば、申出があった以降、「氏名公表「不可」」として取り扱う。

(4) 氏名公表の根拠

岡山県行政情報公開条例第3条第2項の規定により、実施機関（県）は、この条例に定める公文書の開示のほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならないとされている。

また、死者の氏名については、個人情報の保護に関する法律第2条の規定により、同法の個人情報に該当しない。

6 災害発生時、行方不明者及び安否不明者の安否確認照会に対する対応について

(1) 概要

災害対策基本法第86条の15の規定により、県知事又は市町村長は、当該地域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者（※）の安否情報について照会があったときは、照会者の区分に応じて、安否情報を回答することができる。

※ 安否情報の収集・回答対象となる者

当該災害により、何らかの被害を受けた者の一切であり、身体的障害を被らなかつた避難者についても含まれる。（自主避難者も含む。）

また、災害発生時に被災地に所在していた自然人は全て該当し、県又は市町村の住民でない被災者も含む。（ただし、法人は回答対象に含まない。）

(2) 被災者情報提供に当たっての基準（照会者別）

照会者	提供可能な情報	左記提供の理由
同居の親族 （※1、※2）	居所、負傷・疾病の状況（生死の別を含む）、連絡先、その他安否の確認に必要な情報	被災者の安否を知ることで精神の安寧を図るとともに、生活再建に向け、家族の再結合のための手がかりとする
同居以外の親族、職場の関係者その他の関係者	負傷・疾病の状況（生死の別を含む）	（同居以外の親族） 被災者の安否を知ることで精神の安寧を図る （職場の関係者その他の関係者） 被災者の勤務する企業等が雇用関係の継続の必要性の有無等の判断に資する
知人その他の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者（※3）	安否情報の有無	被災者の安否を知ることで精神の安寧を図る （公的書類で被災者との関係を確認することが困難であるため、行政としては有無のみ回答し、詳細は同居親族等に確認してもらう）

※1 同居の親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者その他婚姻の予約者を含む。(災害対策基本法施行規則第8条の3第3項第1号)

※2 現時点、同居していないものの、同居の親族に準ずる親族(単身赴任者や別居の学生及びその家族等)からの照会は、同居の親族として取り扱う。

※3 知人等であることの確認は、照会する際、対象となる被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別を特定して明らかにできている場合には、その事実をもって認める等の運用を行うことで差し支えない。

(3) 事務処理の手順

① 県知事又は市町村長は、安否情報について照会をしようとする者から、次の事項を明らかにさせる。

(照会時に必要な情報)

照会時に明らかにさせる事項	左記を要する理由
照会者の氏名、住所その他の照会者を特定するために必要な事項(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	確実に照会者を特定するため
照会に係る被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別	
照会をする理由	照会が正当な目的かを判断するため

(照会方法)

書面によるほか、地方公共団体の窓口での口頭による照会、電話による照会も可能とされている。

<照会者の本人確認の方法>

- ・窓口において、対面で照会が行われる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他官公署発行の写真付資格証明書等を提示又は提出させること。
- ・電話等の対面以外の場合は、以下の手順で本人確認を行うこと。

ア 照会者の氏名、生年月日、住所又は本籍地、性別を確認。

(その他、本人確認に必要最低限と認められる範囲において、必要に応じ、口頭により質問等を行う。)

イ 照会者の住所又は本籍地がある地方公共団体に対し、当該人物が存在するか否かの照会を行う。

ウ 照会者の住所又は本籍地がある地方公共団体から、当該人物が存することの回答を得た場合において、本人確認が完了したものと見なす。

※ 「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン (H30.10)」 P66, 67 を参照。

② 都道府県知事又は市町村長は、当該安否情報を回答することで、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ (※) がないか確認する。

被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれとは、

D V等支援措置対象者の安否情報を当事者に知らせる場合

多重債務者と思われる被災者の安否情報を消費者金融会社に知らせる場合

単身の被災高齢者の不在時に自宅が盗難事故に遭うおそれがある場合 など

③ 県知事又は市町村長は、②を踏まえ、安否情報の照会者の区分に応じて、提供可能な情報を提供する。(②により、回答を行わない場合もありえる。)

(4) 例外的に情報提供可能な場合 (災害対策基本法施行規則第8条の3第4項)

<被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報>

本人の同意の範囲内で第三者に提供することが可能である。

例：被災者に係る安否情報の照会のたびに、個別確認しなくてもすむように、被災者本人から安否情報を収集する際に、併せて、照会があった際に提供可能とする照会者の範囲についても確認できるよう、意思確認を行う等

<公益上特に必要があると認めるとき>

個人の情報を保護することの利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較考量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断される場合は、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。